

(仮称)群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答

- ・ (仮称)群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業要求水準書(案)に関して、令和5年(2023年)7月7日までに寄せられた質問に対する回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は原文のまま掲載していますが、明らかな表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。
- ・ 質問に対する回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた要求水準書(案)の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札公告時に提示しますので御留意ください。

令和5年8月

群 馬 県

要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	○数	カナ (カナ)		
1	敷島エリアグランドデザイン	1	1	3		④		「敷島エリアグランドデザイン」はいつ頃策定されるお見込みでしょうか。また、こちらは策定後全量公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	「敷島エリアグランドデザイン」については、令和5年度内の策定を予定しておりますが、それまでに提示できるものは逐次示す予定です。
2	基本方針	1	1	3		④		「敷島エリアグランドデザイン」が策定される時期はいつになる予定でしょうか。	質問No.1の回答を参照してください。
3	敷島エリアグランドデザイン	1	1	3		④		「敷島エリアグランドデザイン」の具体案はこれから深められると考えられますが、当プール事業の設計・建設段階において、グランドデザインの影響による設計変更の要望が起こることは想定されますか？	設計着手前までに、「敷島エリアグランドデザイン」の内容のほか、県からの要望事項(選定委員会での意見も含む。)を示す予定です。
4	性能規定について	1	1	4				ZEB等のカーボンニュートラルに関連する認証の取得は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ZEB等の認証取得は必須とはしませんが、積極的な提案を期待します。
5	既存施設の解体及び設計・建設期間(開業準備期間を含む)(予定)	3	1	6	(1)			県への引渡日の記載がございませんが、令和10年11月に運営・維持管理が開始できることを前提に、開業準備期間及び引渡予定日の設定は事業者の任意との理解でよろしいでしょうか。	県への引渡し予定日は、令和10年10月末とします。
6	既存施設の解体期間	3	1	6	(1)			「既存施設の解体工事の着工時期については、既存施設の利用期間延長を目的に事業者との協議により決定する」とありますが、解体工事の着工時期は事業者の提案に基づき決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	解体工事の着工可能時期については、入札公告時における提示を予定しています。
7	遵守すべき法令等	3	1	7				遵守すべき法令等の変更があった場合に、変更が生じる場合の対応は、その都度協議することでよろしいでしょうか。	法令等の変更があった場合の対応方法については、入札公告時に示す予定です。
8	統括責任者の配置	3	1	8				「統括責任者を変更する場合は速やかに県に通知すること」とありますが、統括責任者は特段の制約を受けることなく、事業期間にわたって変更することが可能との理解でよろしいでしょうか。	統括責任者は特段の制約を受けることなく、事業期間にわたって変更することが可能ですが、本事業を全体的に統括する者であるため、適切な者を配置してください。
9	統括責任者の配置	3	1	8				統括責任者を担う者の実績要件などはなく、参加資格の申請は不要との理解でよろしいでしょうか。	統括責任者を担う者の実績要件はなく、参加資格の申請は不要です。
10	統括責任者の配置	3	1	8				統括責任者の本施設への常駐は任意との理解でよろしいでしょうか。	統括責任者の本施設への常駐は任意です。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	〇数	カナ (カナ)		
11	地域経済への配慮における県内企業の定義について	4	1	12				積極的な県内企業の活用とありますが、県内に本社を持つ企業を指すとの理解でよろしいでしょうか。	県内企業とは県内に本社を持つ企業を指します。なお、建設を担う者においては、建設業法に基づき許可を受けた本店が群馬県内にある建設業者を指します。
12	対象敷地	6	2	1	(1)	②		当事業の建築確認申請は、別紙3(1)の赤ラインに示す範囲を敷地として行うと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、建築確認申請は、別紙3(1)の赤ラインで示す範囲を敷地として行うことを想定しております。詳細は、選定事業者が特定行政庁・民間確認審査機関と協議を行い、県の了解を得た上で決定します。
13	対象敷地	6	2	1	(1)	②		敷地面積20,593.47㎡が今回外構整備面積と考えてよろしいですか。それとも申請面積と捉え、整備範囲とは相違してよろしいですか。	敷地面積20,593.47㎡の考え方は質問No.12の回答のとおりであり、基本的には申請上の敷地としての想定です。外構整備範囲はこれに関わらず、合理的な範囲(申請上の敷地範囲内)として設定することで問題ありませんが、敷地範囲外においても事業者が実施する業務(仮設工事等)において破損等が生じた箇所の修復は外構工事に含めるものとします。
14	接道	6	2	1	(1)	⑬		接道は西側の幅6メートルの市道とありますが、市道は計画地と段差があります。車両による当施設へのアクセスは隣地である野球場側からと考えてよろしいでしょうか。	車両による本施設へのアクセスについては、要求水準書(案)P.14「第2-3(2)①イ 動線計画」の2点目の記載を参照してください。
15	ハザードマップ	6	2	1	(1)	⑭		3.0～5.0m未満の浸水とありますが、基準のレベルをお教えてください。	基準のレベルは地盤面となります。
16	周辺施設等	6	2	1	(1)	⑮		当施設への影響を考慮するため、北側に隣接する上毛新聞敷島球場(野球場)の意匠図、構造図をご提示いただけないでしょうか。	追加資料として以下を示します。 ・【参考資料7】上毛新聞敷島球場改修工事図面
17	アスベスト	7	2	1	(5)			既存施設にアスベストの仕様が発覚した場合は、その処理費用等については県の負担でよろしいでしょうか。	既存施設にアスベストの使用が発覚した場合の処理費用等は県が負担します。その旨、実施方針のリスク分担表を修正する予定です。
18	各種インフラの整備状況	8	2	1	(6)			公園全体の共用インフラ或いは周辺施設への影響等が想定される場合、その回避策として、電気事業法施行規則に基づく「一需要場所・複数引込」の措置を適用し、特例需要場所として提案することは可能ですか？	本施設へ電力を敷島公園外から新規に引込む場合、県が東京電力パワーグリッド(株)へ確認したところでは、①水泳場と公園の出入口を分ける ②敷地を区分する ③自家用電気工作物を公園側と明確に分ける、等が条件と示されており、敷地条件や公園としてのあり方を鑑みると難しいものと考えています。ただし、「一需要場所・複数引込」については、事業者の責任において、インフラ供給者に直接確認を行い、提案することは可能です。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	○数	カナ (カナ)		
19	各種インフラの整備状況	8	2	1	(6)			<p>①公園全体の共用インフラに接続する場合、周辺施設との関係から新水泳場の工事～管理運営開始後にて生じる可能性のある影響やリスクなどの不確定要素についてお示し頂けますでしょうか？</p> <p>②また、その場合の対応として、貴県はじめ関係者の費用分担、役割分担等はどのようになりますか？</p> <p>③想定される事象として、他施設の工事等により新水泳場の停電や断水が生じる可能性だけでなく、新水泳場の工事により、他施設の停電や断水を生じさせてしまう場合も考えられるのでしょうか？</p>	<p>①既存インフラ自体の容量限界に起因する新水泳場への供給障害、既存インフラ施設等の故障に起因する機能障害等のリスクを想定しています。</p> <p>各種リスクが想定される場合には、県および各関係者と協議することとしてください。なお、既存インフラ自体の容量限界については、業務締結後の事前調査にて既存インフラの状況を確認し、可能な限りリスク回避をはかるものとしてください。</p> <p>②発生事由によります。「実施方針 リスク分担表(案)」に既存インフラ設備に係る供給障害等について追記する予定です。</p> <p>③新水泳場の建設による他施設への停電・断水等の発生リスクについては、事業者の責任において可能な限りリスク回避をはかるものとしてください。事業者の責任範囲を超える部分が想定される場合には、県および各関係者と協議することとしてください。</p> <p>他施設の工事等による新水泳場の停電・断水等の発生リスクについては、当該工事関係者に同様の対応を求めるものとします。</p>
20	各種インフラの整備状況	8	2	1	(6)			<p>①「利用料金等については、公園全体や周辺施設との負担区分が明確に」との記載に関して、電気や水道、ガスの契約はPFI事業者ではなく、公園の事業者が契約している内容に準じるということになるのでしょうか？</p> <p>②その場合の負担区分についてはお示し頂けるのでしょうか？</p> <p>③また、費用負担を明確化をするためPFI事業者で既存とは別途にインフラ契約をすることは可能なのでしょうか？</p>	<p>①電気水道については公園事業者と供給事業者との契約内容に準じます。ガスについてはPFI事業者にて契約することになります。</p> <p>②負担区分については、入札公告時に示す予定です。</p> <p>③別途インフラ契約をすることは、保証金、工事負担金および整備費を事業者が負担することを前提として、可とします。</p>
21	各種インフラの整備状況 (負担金について)	8	2	1	(6)			<p>各種インフラの利用にあたり、負担金が発生する場合は、別途工事と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書(案)P.8(6) 各種インフラの整備状況に記載のとおりです。負担金は、事業者の負担とします。</p>
22	インフラ整備状況	8	2	1	(6)			<p>提案時のコスト算出に際し、各種インフラの整備状況や想定費用について、関係各所に事前協議することは可能でしょうか。</p>	<p>関係各所への事前協議は、提案事業者の責任において実施するものとし、事前協議結果に基づくリスクも事業者負担とします。</p>
23	国際公認	8	2	2	(1)			<p>プールの認知度を上げるため国際公認を取得することは可能でしょうか？</p>	<p>要求水準書(案)に定める公認取得の内容・基準を満たした上で、かつ事業者の責任のもとで、国際公認を取得することは可とします。</p>

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	○数	カナ (カナ)		
24	本施設の構成(50mプール) 動画撮影カメラ及び泳法解析ができるシステム	9	2	2	(1)			<p>「水中と水上を同時に動画撮影できるカメラや、泳法の解析ができるシステム(ソフトウェア含む)の導入について可能な範囲で提案すること」とありますが、泳法の解析ができるシステム(ソフトウェア含む)の導入について、具体的にどのようなソフトウェアを想定されているか、県のイメージをお聞かせください。</p> <p>また、泳法の解析ができるシステム(ソフトウェア含む)が開発されていない場合、どのようなシステムを導入すれば良いか、県のイメージをお聞かせください。</p>	<p>泳法解析システム・ソフトウェアの提案は任意となりますが、導入する場合の機能としては、例えば、比較したい映像の合成表示機能、動きの軌跡表示機能、距離・角度・スピード等の計測表示機能などを有するものが考えられますが、その他の提案も可とします。</p> <p>カメラやシステムの操作は、基本的には利用者(主に競技者・指導者)に行っていただく想定のため、極力簡単な操作とすることが望ましいと考えます。操作方法の説明やマニュアルの提供など、事業者が支援できる体制を整えてください。なお、操作を事業者が行う提案も可能です。</p>
25	解析装置	9	2	2	(1)			<p>泳法解析用のカメラ、制御システムについて、想定されているメーカーをご教示ください。</p>	<p>メーカーの指定はありませんが、以下の内容を想定しています。その旨、要求水準書(案)にも反映する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50mプールに設置するカメラについては、天井(固定式)・プールサイド壁面(固定式又は可搬式)・水中底面(可搬式)にそれぞれ必要な台数を設置し、特定レーン全体の動画撮影を可能とする。 ・飛込兼25mプールに設置するカメラについては、プールサイド両側壁面(固定式又は可搬式)に設置し、飛込台・飛板からの飛び出しや入水の動画撮影を可能とする。 ・また、その制御システム(カメラ制御、遅延再生、録画機能等)や、即時指導に活用できる機器(タブレット、モニター等)も合わせて設置する。 ・両プールでの併用やドライランドでの活用を可能とするため、移動式のカメラやモニターを導入することも効果的であると考える。 <p>また、カメラの仕様は以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効画素: 800万画素以上 ・ズーム倍率: 光学ズーム24倍程度以上+デジタルズーム ・画角範囲: 水平74.1° ~ 3.3° 程度以上、垂直46.0° ~ 1.9° 程度以上 ・映像出力: HDMI及び3G-SDI ・回転範囲: パン動作±175° 程度以上、チルト動作-30° ~ +90° 程度以上 ・IPストリーミング: JPEG、H.264、H.265 ・その他: カメラは防水仕様とし、水中以外に固定設置するカメラは一体型またはハウジングに収納すること。水中に設置するカメラは、水圧にも耐えられるよう水中専用ハウジングに収納すること。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	○数	カナ (カナ)		
26	延床面積合計	9	2	2	(1)			延床面積の合計が12,350㎡以上とありますが上限の設定はありますか。ご教示ください。	延床面積の上限は設定しておりませんが、関連法規を遵守の上提案してください。
27	本施設の構成 (延床面積合計)	9	2	2	(1)			当施設の延べ面積の上限をお教えてください。	質問No.26の回答をご参照ください。
28	本施設の構成 (延床面積合計)	9	2	2	(1)			延べ床面積合計12,350㎡以上とありますが、公園内の他の施設の延床面積をご教授いただきたい。(前願の確認申請書をいただきたい)	前願の計画通知書には公園内の他の施設の面積記載はありません。 なお、施設の参考延床面積は次のとおりです。 正田醤油スタジアム群馬:約12,357㎡ 補助陸上競技場:約495㎡ 上毛新聞敷島球場:約20,288㎡ アースケア敷島サッカー・ラグビー場:約3,202㎡ システム・アルファ敷島テニスコート:約111㎡ 管理事務所:約758㎡ 四阿:約81㎡(3カ所計) 便所:約340㎡(7カ所計)
29	本施設の構成 (延床面積合計)	9	2	2	(1)			延床面積合計12,350㎡以上とありますが、面積の下限を規定する理由をご教示下さい。	県側で想定した計画において面積合理化(縮小)の余地はあまりないものと判断し、施設整備水準を確保する観点から下限面積を規定したものです。
30	長寿命	10	2	3	(1)	②	イ	「群馬県県有施設長寿命化指針」に定める目標使用年数100年は、プール部分の木造屋根架構には適用されないことで宜しいでしょうか。	「群馬県県有施設長寿命化指針」P.5「1. 目標使用年数の設定」※注記に基づき、木造の場合はライフサイクルコストの算定に用いた使用年数を目標使用年数とします。
31	浸水・冠水対策	11	2	3	(1)	③	オ	各社の公平を保つために、ハザードマップ等、直近の災害時の資料等、必要と思われるものをご教授いただけますでしょうか。	下記を参照してください。 ・前橋市防災ポータルサイト内の「洪水・土砂災害ハザードマップ(前橋市総合マップ)」 URL: https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/somu/bousaikikikanrika/gyomu/2/index.html ・群馬県の「利根川(県央区間)浸水想定区域図」 URL: https://www.pref.gunma.jp/page/11211.html ・前橋市防災ポータルサイト内の「過去の浸水履歴(平成10年以降)」 URL: https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/somu/bousaikikikanrika/gyomu/2/index.html
32	浸水・冠水対策	11	2	3	(1)	③	オ	浸水・冠水対策について、計画敷地の過去の浸水・冠水状況をお示し下さい。	質問No.31の回答を参照してください。
33	浸水・冠水対策	11	2	3	(1)	③	オ	当施設の災害時の避難施設等への指定の有無をお教えてください。	本施設は災害時の避難施設に指定されていません。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	○数	カナ (カナ)		
34	浸水・冠水対策	11	2	3	(1)	③	オ	「浸水・冠水対策について十分に配慮した計画…」とありますが、具体的に何メートルの浸水に対する対策が必要かお教えてください。	内水氾濫について、要求水準書(案)同項に基づき配慮した計画としてください。また、利根川の氾濫等の大規模・広域水害時には極めて大きな浸水深(3.0～5.0m未満)が想定されるため、要求水準書(案)同項に記載のとおりソフト対策に配慮した計画としてください。
35	緊急時対策	11	2	3	(1)	③	カ	災害時のプール水利用について、県としてどのような利用方法を想定されているかご教えてください。また、具体的な事例があれば併せてお示しください。	県として災害時のプールの水の利用用途・方法について特段の想定はありません。
36	フレキシビリティ	14	2	3	(1)	⑥	イ	プールエリア以外でのフレキシビリティとの解釈でよろしいでしょうか。	当該要求水準は一般的な意味でのフレキシビリティへの配慮を求めるものであり、プールエリアにおいても県民ニーズへの対応や県民利用の運用面等におけるフレキシビリティに配慮した計画を期待する趣旨から、対象範囲を限定しておりません。
37	地元産業・経済への配慮	14	2	3	(1)	⑦		地元産業・経済への配慮で積極的な県内企業の参画とありますが、県内企業の定義をお示し下さい。	質問No.11の回答を参照してください。
38	全体配置	14	2	3	(2)	①	ア	現地見学会時に、本事業の敷地範囲内、配置及び施設構成イメージ図の範囲内に、既存のゴミ集積所、落ち葉堆積所と思われるエリアが重複していました。事業に伴いこれらの移設は貴県にて実施頂けるという理解でよろしいでしょうか？	ゴミ集積場等の移設は、本県にて実施する予定です。
39	全体配置	14	2	3	(2)	①	ア	「対象敷地内にある松の木は極力残すように配慮する」とありますが、別紙11の配置及び施設構成イメージでは松並木に干渉する計画となっています。当施設の配置を優先するものと考えてよろしいでしょうか。	本施設の整備に伴い少なからず松並木との干渉は避けられないものと考えますが、当施設の配置を優先せざるを得ない中でも、可能な範囲で極力松並木を保全する配慮を求めるものとします。
40	意匠計画 基本・共通事項	15	2	3	(2)	②	ア	「敷島エリアランドデザイン」を適切に反映するとともに、公園内の周辺環境や地域景観に配慮した外観、デザイン、色彩等を計画することとありますが、「敷島エリアマスターデザイン」及び「敷島エリアデザインコード」はいつ頃公表される見込みでしょうか。内容及び公表時期によっては提案への反映が間に合わない事態や予算に費用が収まらない等の懸念があるため、できるだけ早い公表をお願いいたします。	質問No.1の回答を参照してください。
41	意匠計画	15	2	3	(2)	②	イ	「プール部分の大空間屋根架構の木造化」は必須ということでしょうか。	プール部分の大空間屋根架構については、木造化(鉄骨とのハイブリッド構造を含む)の提案を必須として求めます。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	○数	カナ (カナ)		
42	観客席	16	2	3	(2)	③	ウ	観客席は合計2500席以上とありますが、そのうちメインスタンドの観客席は1,500席以上とあります。その場合は対面側観覧スペースの席については1,000席未満でも良いでしょうか。	合計2,500席以上、メインスタンド1,500席以上を第一義としつつ、対面側観覧スペースについては、大規模大会時には1,000人程度の使用が見込まれるため、1,000席程度を確保するものとしてください。
43	観客席	16	2	3	(2)	③	ウ	前後間隔900mm程度とありますが、サイトラインが確保できれば850mmでもよろしいでしょうか。	関係法令に適合し、サイトライン及び利用者の利便性・快適性が適切に確保されていれば850mmでも要求水準未達にはなりません。余裕をもった空間設計の提案を期待します。
44	観客席	16	2	3	(2)	③	ウ	対面側観覧スペースの観客席の仕様について提示願いたい。また、仮設的な対応で良いのか、常設の固定席なのかについても提示願いたい。	観覧スペースは常設でひな壇状のスペースとして整備する必要があります。1段の幅(奥行)は800mm程度以上、同高さは300mm以下程度とし、観客席利用においては各段に腰掛けた人の後方に横移動が可能な通路空間が確保でき、観客席としての1席当りの幅は400mm以上、連数及び縦通路の確保等については関連法規に適合するものとします。ひな壇の床面の材質・仕上については直に座った際の快適性の確保に加え、平時にはプール利用者の水濡れ状態での休憩等にも使用されることに配慮し、耐水性を有するものとしてください。
45	観客席	16	2	3	(2)	③	ウ	「メインスタンドと対面側のプールサイドに観客席としての利用のほか大会開催時の選手の休憩場所等となるよう1,000席程度の段状の観覧スペースを整備すること。」とあるが、1,000席程度の段状の観覧スペースとはどんな仕様なのか提示願いたい。また、メインスタンドと対面側のプールサイドのそれぞれに整備が必要なのでしょうか。	観覧スペースの設置は「メインスタンドの対面側」のみとします。仕様については質問No.44の回答を参照してください。
46	更衣室のロッカー	17	2	3	(2)	③	カ	ロッカーサイズは事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	ロッカーのサイズは、別紙18「一般什器・備品リスト」のNo.60によります。
47	更衣関係諸室	17	2	3	(3)	③	カ	「選手用」と記載がありますが、一般も兼用することで宜しいでしょうか。	更衣関係諸室の選手用ロッカー、シャワー及びトイレは、一般利用者也兼用するものとします。その旨、要求水準書(案)を修正します。
48	基礎構造 (屋外設備基礎の沈下対策の有無)	18	2	3	(3)	③		「建物や工作物が不同沈下などを起こさない基礎構造及び工法を採用すること。」とありますが、屋外に設置する設備基礎に関して、同じ対策が必要な設備がありましたら、指示願います。	屋外設置となる設備機器等は提案によりますが、本施設の機能維持に必要な設備機器については本要求水準に従うものとします。
49	構造計画	18	2	3	(3)	④		プール屋根架構以外での木造化は評価されないことで宜しいでしょうか。	評価基準は入札公告時に示すこととなりますが、木造化の範囲はプール屋根架構に限定するものではなく、優れた提案に期待します。また、あわせて質問No.41の回答を参照してください。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	○数	カナ (カナ)		
50	基本事項	18	2	3	(4)	①	ア	大会時等に必要な電気備品・機材等の持ち込み等に対応できる電源設備とありますが、想定される電気容量・電気方式をご教示願います。	大会時等に必要な電気備品・機材等の持ち込み等に対応できる電源設備は、単相100～200V、電気容量は40kW程度を想定しています。
51	受変電設備	18	2	3	(4)	①	イ	既設の屋外受変電設備より、高圧6.6kV 1回線を引込む計画とありますが、既設への改造増設を要するのか、それとも既存のまま接続するのは事業者側で検討するという理解でよろしいのでしょうか？	既設受変電設備から既設プール用受変電設備送りのVCBがあるため、再利用可能です。新設プールの電気容量によっては、既設受変電設備一次側引込み及びプール送りの高圧配線の改修が必要となります。追加資料として以下を示します。 ・【参考資料8】受変電設備全体図
52	電力引込	18	2	3	(4)	①	イ	本施設東側、松並木園路を挟んで位置する既設の屋外受変電設備より、高圧6.6kV1回線を引込む計画とありますが、既設の屋外受変電設備には高圧分岐があるものと考えてよろしいでしょうか。また、既存の屋外受変電設備についてもハザードマップを考慮して水没しないという理解でよろしいでしょうか。	質問No.51の回答を参照してください。既存の屋外受変電設備は、現在のハザードマップを考慮していません。なお、設置レベルは地盤面+200mmとなっています。
53	自家発電設備	19	2	3	(4)	①	カ	10時間以上の連続運転が可能な非常用発電設備を設置することとありますが、災害時等の建物の使用想定(避難場所、帰宅困難者待機場所、物資支援場所、等)がありましたら、ご教示願います。	利用者が避難に要する時間及び職員の残務活動に必要な時間を想定して非常用発電設備の連続運転時間を設定しています。
54	自家発電設備	19	2	3	(4)	①	カ	自家発電設備ですが、災害に備えた備蓄燃料が確保できるように考慮するのとありますが、何日分を確保するのか、ご教示ください。	備蓄燃料は、自家用発電設備の10時間以上の連続運転が可能となる量を確保してください。
55	構内情報通信網設備	19	2	3	(4)	①	ク	ネットワークを構成する機器の設置スペースを確保するとありますが、配管配線を計画すると考えれば宜しいでしょうか。	維持管理・運営段階を含めた本事業の実施(サービス提供)に必要な構内情報通信設備(環境)については、配管・配線スペース確保の上でネットワーク機器等の設置を含めて整備してください。大会時等において主催者等、事業者以外の者が利用する情報通信設備については、空配管まで整備してください。
56	構内通信線路設備	20	2	3	(4)	①	ス	電力同様に既存構内管路より、電話回線や通信回線が引込み可能と考えてよろしいでしょうか。	電話及び通信の引込みには既存構内管路の活用が可能と考えていますが、既存配管サイズ及び電線占有率についての確認は行っておりません。業務締結後の事前調査にて判断してください。
57	中央監視	20	2	3	(4)	①	ソ	エネルギー管理ができる監視設備とありますが、P63 (2) 要求水準ではBEMS装置の活用が書かれています。BEMSも要求水準でしょうか。	要求水準書(案)P.63の(2)①記述の趣旨に基づき、BEMS装置の設置は要求水準に含むものとします。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	○数	カナ (カナ)		
58	テレビ等中継対応	22	2	2	(4)	③	エ	テレビ中継車の端子盤等の対応台数は適宜でよろしいでしょうか。	質問No.59を参照の上、端子盤等の対応台数は適宜ご提案ください。
59	テレビ等中継対応設備	22	2	3	(4)	③	エ	テレビ中継対応は何局分と考えればよろしいでしょうか。	テレビ中継対応は2局以上を想定しています。
60	基本事項 (使用可能な冷媒について)	22	2	3	(4)	④	ア	「冷媒を使用する場合は、オゾン破壊係数ゼロ・地球温暖化係数の低い冷媒を使用すること。」とありますが、具体的にはR32およびR410Aの冷媒は使用可能と考えてよろしいでしょうか。	冷媒として、R32及びR410Aの使用は可能と考えて問題ありません。
61	換気設備	23	2	3	(4)	④	ウ	換気設備にて更衣室などの多湿結露しない環境が指示されていますが、換気設備のみでの対応は難しいため、空調設備や除湿設備との併用して検討することで宜しいでしょうか。	結露対策として換気設備のみでの対応が難しい場合には、空調設備や除湿設備との併用を検討することで問題ありません。
62	排水設備 (公共下水道への排出について)	24	2	3	(4)	⑤	ウ	「本施設内で発生する各種の排水を速やかに公共下水道に排出」とありますが、今回建屋からの排水は、既設污水管に接続することなく、新規で公共下水道に接続するというのでしょうか。	建屋からの排水については、現地調査により排水能力に不足がなければ、既設污水管に接続することも可とします。 なお、あわせて質問No.66を参照してください。
63	排水設備 (災害時の排水について)	24	2	3	(4)	⑤	ウ	「災害時を含め常に衛生的環境を維持できるもの」とありますが、災害時の想定人数および滞在時間を提示願います。また、上記の想定を考慮して、建物側で上水、雑用水の確保が必要な場合は、併せてご指示願います。	非常用発電機の運転時間を、利用者が避難に要する時間及び職員の残務活動に必要な時間として10時間と設定していることから、在館者は10時間以内に避難するものご理解ください。また、備蓄物資量についての要求水準書(案)P.56②の記載内容も併せて参照してください。
64	ガス設備 (既設ガバナについて)	24	2	3	(4)	⑤	オ	「必要に応じて既存ガバナの更新を行うこと」とありますが、既存ガバナの仕様およびガス配管サイズ等を提示願います。また、ガス引込ルートは、別紙3のインフラ整備状況に記載の通りと想定してよろしいでしょうか。	既設は、中圧ガス配管50A→低圧ガス配管150Aのガバナ(型式:SCR25SA)および低圧ガス配管150AESV(緊急遮断弁)です。引込ルートは別紙8のとおりです。追加資料として以下を示します。 ・【参考資料9】ガス配管引込み図
65	プール循環ろ過設備	25	2	3	(4)	⑤	ク	プール循環ろ過設備については、「機能性、安全性及び保水性を経済的に実現できるもの」とある一方で、別紙13「必要諸室及び仕様」共通事項においては、「高機能循環ろ過装置(オゾン浄化装置、紫外線殺菌装置、中空糸膜装置等の高度処理装置を併設したも)を設置すること」とあります。別紙13記載のシステムはあくまでも参考であり、どのようなろ過設備とするかは経済性を考慮し事業者の提案によるとしていただけないでしょうか。	P.25のプール循環ろ過設備の要求水準を満たす上で必要な循環ろ過設備、高度処理装置を導入するものとします。高度処理装置の構成については事業者提案によります。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	○数	カナ (カナ)		
66	雨水排水計画	26	2	3	(5)	③		雨水排水について、他施設を含めた全体雨水排水計画量の提示と接続位置における許容雨水排水量を提示願いたい。 接続できる配管の位置と許容排水量を提示願いたい。	全体雨水排水計画量等に関する資料はありません。また、接続可能な配管位置及び径については、追加資料として以下を示します。 ・【参考資料12】敷島公園内流域推定図
67	管理施設計画	26	2	3	(5)	⑦		対象敷地の外周部の境界に植栽を設けることで、フェンスに代えることは可能でしょうか。	フェンス、門扉等は「必要に応じて」計画するものとしており、施設の運営管理面・防犯面及び施設利用者や周囲の公園利用者の安全確保等を総合的に勘案して設置の要否を検討するものとご理解ください。その前提を踏まえた上で、必要な機能が安定的に確保できる場合はフェンスに代えて適切な植栽を設けることも可能です。
68	解体工事	28	2	4	(1)	④		対象敷地内の建物、外構のうち、当計画で利用する場合は、残置することも可能でしょうか。	対象敷地内の建物・工作物については原則として全て撤去するものとしてください。ただし、設計・建設上の合理性等の観点から既存地下躯体の一部の存置・再利用等を行う場合については質問No.81回答によります。外構については既存の公園施設及び外構を活用する観点から一部を残置する提案も可とします。
69	解体工事	28	2	4	(1)	④		対象敷地内の既存プール以外の建築物、工作物がありましたら、図面を提示していただくことは可能でしょうか。	既存施設の図面(設計図)について、追加資料として以下を示します。 ・【参考資料6】飛込プール断面図(設計図)
70	設計図書等の提出	30	2	4	(2)	③	イ	基本設計及び実施設計それぞれについて県に提出する「設計業務完了届」は要求水準確認報告書とは別に必要と考えてよろしいでしょうか。	設計業務完了届は要求水準確認報告書とは別に必要です。要求水準書(案)P.31の「提出書類(案)」記載の各成果物を整えた上で、それらの鑑として設計業務完了届(事業者印捺印要、提出図書一覧添付)を提出するものとしてください。
71	設計図書等の提出	31	2	4	(2)	③		基本設計完了時、実施設計完了時に提出する外観透視図の主要各面は提案者が判断するものと考えてよろしいでしょうか。	外観透視図の主要面は事業者の判断に基づき、事前に県の了解を得て作成するものとします。
72	近隣調査・事前調査等	32	2	4	(3)	②	イ	「近隣説明」に関する記載がございますが、近隣を含む第三者との折衝及び説明会等の対応に際し、事業者だけでは対応が困難な場合には、県にも協力いただけませんか。	県は必要に応じて事業者の実施する近隣説明に協力する予定です。
73	工事施工計画検討条件	32	2	4	(3)	②	オ	工事エリア内(別紙15)の樹木(松、桜)等の伐採は可能でしょうか	本施設の配置と松並木の干渉については質問No.39の回答によります。その他、工事施工上必要となる樹木の伐採についても、特に保存樹木の指定等はなく、伐採は可能ですが、既存の公園環境や周辺景観の保全等の観点から、伐採範囲は最小限とするよう配慮してください。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	○数	カナ (カナ)		
74	工事施工計画検討条件	32	2	4	(3)	②	オ	敷島公園内及び河川敷に拝借出来る駐車スペースがありますか	工事用の駐車スペースについては、入札公告時に示す予定です。
75	建設業務	32	2	4	(3)			建設業務責任者の記載がございませんが、建設業務責任者の詳細をご提示いただけますでしょうか。	建設業務責任者は、統括責任者との兼務が可能ですが、設計業務責任者及び工事監理責任者を兼ねることができないものとします。その旨を要求水準書(案)に反映する予定です。
76	建設業務	32	2	4	(3)			建設業務責任者は統括責任者と兼任することは可能でしょうか。	質問No75の回答を参照してください。
77	工事施工における留意点	33	2	4	(3)	③	イ	①工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担との記載について、どの程度の範囲までを想定すればよろしいでしょうか？ ②例えば貴県の工事状況確認の結果によっては、資材運搬に伴う舗装材のヒビや剥がれ等も対象となるという理解でよろしいでしょうか？	基本原則として、事業者の事業実施に伴い、隣接建築物や公共施設等に損傷を与えた場合には、事業者の責任において補修・補償する必要があります。
78	備品の設置	35	2	4	(3)	④	ウ	県の持込備品に対するサービス購入費の支払有無について「あり※3」とあり、保守費用のみサービス購入費の支払い対象となっています。これは事業者が実施した保守にかかる実費全額を県が事業者にサービス購入費として支払うと考えてよろしいでしょうか。この場合、サービス購入費相当金額は、提案提出時の事業費提案額には見込まないと考えてよいでしょうか。もしくは、全ての応募者が共通で、あらかじめ事業費に見込むべき金額として、県から公募条件が示されますでしょうか。	県の持込備品については想定しておりません。その旨、要求水準書(案)を修正します。
79	備品の設置	35	2	4	(3)	④	ウ	備品は全て新規とし、既存プールの備品の再利用はしないと考えてよろしいでしょうか。	既存プールの備品の再利用は想定していません。
80	備品の設置	35	2	4	(3)	④	ウ	県の持込備品はどのようなものを予定されるかお示し下さい。サービス購入費の支払い対象となる保守費用についてもお示し願います。	質問No.78の回答を参照してください。
81	既存施設の解体・撤去業務基本・共通事項	36	2	4	(5)	①		「解体・撤去の対象範囲は、本事業敷地内に存する既存水泳場関連の建築物・工作物の地下部分及び基礎、埋設物を含む全と」とありますが、既存杭や地下躯体等、新水泳場の建設業務に支障のない範囲を存置することは可能でしょうか。	既存杭や地下躯体等の存置については、関連法規等に抵触せず、設計・建設上の合理性等の観点から既存部分の存置の妥当性が認められる場合は、協議に基づき、存置する可能性があります。ただし、その場合においても、その存置に関するリスクは事業者が負担するものとしてください。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答	
		頁	第	数	(数)	○数	カナ			(カナ)
82	安全確保及び周辺影響の抑制	37	2	4	(5)	④	イ	(イ)	解体工事中にて、汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担との記載について、どの程度の範囲までを想定すればよろしいでしょうか？	解体工事についても質問No.77の回答を参照してください。
83	予約システム	39	3	1	(1)	①	ア		貴県の予約システム「群馬県公共施設予約webシステム」の活用は可能でしょうか？	予約システムとして「群馬県公共施設予約システム」を活用することは可能です。なお、予約システムを新規に整備しても構いません。
84	開業準備業務に関する要求水準	40	3	2	(1)	①	ア		「予約システムの整備業務」が示されておりますが、現在貴県が使用されている「群馬県公共施設予約Webサイト」とは異なるものを、新たに整備するとの認識でよろしいでしょうか。	質問No.83の回答を参照してください。
85	開館式典及び内覧会等	40	3	2	(2)	③	ア		「事業者は、本施設の開館式典及び関連行事を開業前後に企画し、実施すること」とありますが、これに係わる費用は、実施方針のP4.ア.(イ)の開業準備の対価に含まれますでしょうか。ご教示下さい。	本施設の開館式典及び関連行事に関する費用も開業準備業務の対価に含まれます。
86	開館式典及び内覧会等	40	3	2	(2)	③	ア		開館式典ですが、招待客などへの案内やどの程度の人数になるのかなど事業者で行う範囲など詳細をお示しいただけないでしょうか？	開館式典の詳細については、入札公告時に示す予定です。
87	運営業務責任者	43	3	1	(6)	①			「運営業務責任者は、統括責任者と兼ねることはできる」とありますが、統括責任者が設計・建設段階と、運営・維持管理段階で交代することは許容されるでしょうか。	統括責任者が設計・建設段階と運営・維持管理段階で交代することは許容されます。
88	運営業務責任者	43	4	1	(6)	①			運営業務責任者は、維持管理・運営期間中は本施設内に常駐するものとの理解でよろしいでしょうか。	運営業務責任者は運営・維持管理期間中における開館時間中、常駐するとの理解で問題ありません。
89	供用時間	46	4	2	(2)				提案段階において、開館時間を変更することは認められないとの理解でよろしいでしょうか？	開館時間の変更の可否については入札公告時に示す予定です。
90	供用時間	46	4	2	(2)				開館時間の原則午前10時～午後7時45分について、貴県の承認を得た上で、時間変更が可能な事は理解しましたが、上記の時間で設定した背景はございますでしょうか？(他の自治体のプール施設と比べて、営業時間が短いようにも感じたため、設定時間の背景があるようであればお示しいただきたく存じます)	現水泳場の供用時間を群馬県立公園条例施行規則(昭和33年規則第28号)で定めておりますが、新水泳場の供用時間は利用率向上を見込み、要求水準書(案)同項に記載のとおりとしています。
91	大会利用及びコース占用に関する主な業務	47	4	4	(2)	②			国スポ前、国スポ後の強化練習会及び合宿、競技大会についての詳細をご教授ください。	国スポ前後には土日・祝日・長期休みに強化練習、合宿、大会が予定されます。加えて、国スポ前には平日夕方に強化練習が入る予定ですが、詳細は確定しておりません。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	○数	カナ (カナ)		
92	利用料金の減免	50	4	4	(5)			利用料金の減免対象者の考え方についてお示し下さい。	利用料金の減免対象者の考え方については、入札公告時に示す予定です。
93	利用料金の減免	50	4	4	(5)			過去の減免利用団体受け入れ実績をご教授ください。	過去の減免利用団体受入実績は入札公告時に示す予定です。
94	利用料金の減免	50	4	4	(5)			減免対象行事の回数によっては大幅な収入減となる場合もあるが、県から事業者への補填はありますでしょうか	利用者数の増減による収入変動リスクの取扱いにおいては、入札公告時に示す予定です。
95	自由提案事業	53	4	11				「事前に県の承認を得て」とありますが、事業者が提案した事業は承認されるとの理解でよろしいでしょうか。	本施設の設置目的の範囲であって、「本施設の利用を通じてスポーツを普及・振興するとともに、利用者の利便性向上及び利用者間の交流の促進等を図る」ものであると県が判断した場合に、県は自由提案事業を承認します。
96	自由提案事業	53	4	11				自由提案事業の実施は必須ではなく任意との理解でよろしいでしょうか。	自由提案事業のうち、要求水準書(案)「第4-6 健康増進支援業務」に該当するものは必須となります。それ以外の自由提案事業の提案は任意となりますが、提案したものについては実施してください。
97	自主事業	53	4	11	(1)			「国スポ等期間中及びそのリハーサル大会などの期間中は自主事業の実施が困難であることを考慮して計画すること。」とあるが、現時点で想定される時期や期間はありますでしょうか?ご教示ください。	国スポ等の開催期間については、要求水準書(案)第4-1(4)「運営期間」(P.42)を参照してください。
98	自主事業	53	4	11	(1)			事業者から提案するスポーツ教室において、会員制を導入することは可能でしょうか。	スポーツ教室において、会員制を導入することの可否については、入札公告時に示す予定です。
99	自主事業	53	4	11	(1)			スポーツ教室において会員制の導入は可能でしょうか?	質問No.98の回答を参照してください。
100	付帯事業	53	4	11	(2)	①		①(2)付帯事業と(3)群馬県都市公園条例による管理許可及び設置許可の記載は同一の内容でしょうか?(1)自主事業は別の内容かと理解しておりますが、(2)と(3)の違いや、(4)の使用料がどの内容(例えば(2)や(3))に紐づいているのか良くわからなかったためのご質問となります。 ②「独立採算でトレーニングルーム……実施することが出来る」との記載がありますが、行政財産使用料は発生しない理解で宜しいでしょうか?	①(3)の群馬県都市公園条例による管理許可及び設置許可及び(4)の使用料については、(2)の付帯事業を実施する場合に適用されます。 ②付帯施設については、行政財産使用料ではなく、(4)の使用料の支払が必要となります。
101	光熱水費	54	4	4	(6)			「原則として、子メーターを設置して使用量を計測し、これに基づいて算定した付帯事業の実施に係る光熱水費を県に支払う。使用量の計測が困難な場合は、面積割で使用量を定める。」との記載がありますが、電気のみを使用する場合は、電気メーターのみ該当するものと理解してよろしいでしょうか。	付帯施設内の設備が電気設備のみである場合は、電気メーターのみが該当します。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	○数	カナ (カナ)		
102	附帯事業	54	4	11	(2)	②		「設置許可等の期間は、本施設の引渡日から事業期間終了日までとする」とありますが、事業期間の途中でペナルティなく撤退することも可能との理解でよろしいでしょうか。	事業期間途中での撤退についてペナルティを課すことは想定しておりませんが、事業期間中継続可能な実現性のある提案又は撤退する附帯事業に代わる新たな附帯事業の提案を求めます。
103	附帯施設を本施設とは独立して整備し、附帯事業を実施する場合	54	4	11	(3)	①		附帯施設を本施設とは独立して整備する場合、事業期間中の施設の所有権は事業者と県のいずれになるでしょうか。	附帯施設を本施設と独立して整備する場合の事業期間中の施設の所有権は事業者にあります。
104	ネーミングライツ事業への協力	55	4	11	(8)			ネーミングライツについて年度途中で特定呼称が変更となった場合、既に印刷済みの広報誌等の修正等に要する費用は、変更後のネーミングライツ事業者が負担する。とありますが、開業準備中であっても同様の考え方との理解で良いか、ご教示ください。	開業準備期間中にネーミングライツが設定された場合で、既に印刷済みの広報誌等の修正等が必要になった場合には、ネーミングライツ事業者が修正等に要する費用を負担するという考え方で問題ありません。
105	広告物収入	55	4	11	(8)			貴県が契約するネーミングライツパートナーとは別に事業者が独自で別業者と広告契約を結び、館内で掲示することは可能でしょうか？	別業者との広告契約の可否については、入札公告時に示す予定です。
106	ネーミングライツ事業への協力	55	4	11	(8)			ネーミングライツ事業を導入する場合、開始の何カ月前にお示し頂けますでしょうか。また、何年ごとの更新をお考えでしょうか。	ネーミングライツ事業の導入時期等は、現時点では未定です。
107	避難者の待機場所	56	4	12	(2)	②		100名の避難者は館内のどの場所に待機することを想定していますか？	100名の避難者は要求水準書(案)第2-3(2)③オ(P17)の「プール関連諸室」のうち、大会運営室、表彰準備室、会議室、記者室等を想定しています。
108	①維持管理業務責任者	58	5	1	(7)	①		開館時間中、維持管理業務責任者～常に配置するとの記載があります。仮に開館時間が9:00～21:00の場合、維持管理業務責任者(もしくは責任者代理)はこの時間帯に配置(常駐)するとの理解で宜しいでしょうか。	維持管理業務責任者は開館時間中常駐するとの理解で問題ありません。
109	維持管理業務責任者	58	5	1	(7)	①		維持管理業務責任者は、維持管理・運営期間中は本施設内に常駐するものとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.108の回答を参照してください。
110	②維持管理業務主任担当者	59	5	1	(7)	②		主任担当者の配置人数や担当業務(複数業務を兼務)は事業者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	主任担当者の配置人数や担当業務は事業者の提案との理解で問題ありませんが、本施設の管理運営に支障が無いように配置してください。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	○数	カナ (カナ)		
111	定期保守点検	61	5	2	(1)	②		木材使用部分について、変色についても発生時は速やかに補修を行うこととありますが、木の良さは自然の風合いであり、経年変化による変色は前記補修項目に該当しないとすることは可能でしょうか。	経年による風合いの変化についてはお見込みのとおりですが、木材の腐食や構造上問題がある場合は、補修の対象となります。
112	劣化への対応	63	5	3	(1)	④		劣化に対する適切な対応が指示されているが、経年劣化と修理・交換・調整の判断が曖昧であるため、判断基準をご教示願いたい。	要求水準書(案)第5-1(1)「業務の目的」の冒頭部に記載のとおり、事業者は本施設に対し、劣化に伴う機能低下を防ぐことが求められます。従いまして、劣化等が確認された場合は、事業者にて調査・診断・判断等を行い、適切な対応を行ってください。
113	動力設備・受変電設備・自家発電設備	63	5	3	(2)	③		「敷島公園自家用電気工作物保安規定を遵守し、自家用電気工作物の保安管理をすること。また、敷島公園指定管理者選任の電気主任技術者と連携し管理すること」の記載について、PFI事業者以外の領域の記載と考えますが、具体的な想定として、費用負担等が生じるか等を含めてお示し頂けますでしょうか？	別受電としない場合には、敷島公園指定管理者にて選任している主任技術者が、水泳場の自家用電気工作物についても電気事業法第39条第1項の義務を果たす必要がありますが、PFI事業者側は水泳場部分の自家用電気工作物の保安規定の改訂、自家用電気工作物点検修繕や主任技術者立会い費用の負担が発生すると考えておりません。
114	自家発電設備	63	5	3	(2)	③		避難所運用時における自家発電設備の運転に掛かる燃費は貴県の負担になりますか？	避難所運用時における自家発電設備の運転に掛かる燃費は事業者の負担となります。
115	別紙3 敷地範囲施設							解体撤去費算出の為に、敷地範囲内にある既存施設の図面データをいただけますでしょうか。	質問No.69の回答を参照してください。
116	別紙5 地質調査							追加地盤調査によって基礎に関して増額の仕様変更が生じた場合、精算はしていただけますでしょうか。	県が事前に公表した資料からは予見できないものについては県の負担とします。
117	別紙5 地質調査							地盤状況について、N値以外の情報(液状化検討結果など)があればご教示ください。	地盤状況の情報は、別紙5「地質調査資料」のみです。
118	別紙8 既存設備の位置							電力、電話回線、通信回線の取出しが可能な既存設備の位置を図示いただけませんか。また、給水、排水についても取り出しが可能な位置および分岐できる配管サイズ、排水管レベルをご提示願います。	追加資料として以下を示します。 ・【参考資料12】敷島公園内流域推定図 ・【参考資料13】電気埋設ルート図 ・【参考資料10】上水配管ルート図 ・【参考資料11】下水配管ルート図

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	〇数	カナ (カナ)		
119	別紙8 事前調査							要求水準書(案)P.29第4 4 (2) ②オその他の調査において、「必要と思われるその他の調査について、事業者の責任において適切に実施すること」とありますが、インフラ整備状況についても事前調査は可能との理解でよろしいでしょうか。	業務締結後の設計業務において、業務に必要なインフラ整備状況の事前調査は可能と考えて問題ありません。
120	別紙8 不明配管							インフラ整備状況に係る事前調査を踏まえ、不明配管の迂回ルートは解体着手前の施工と考えてよろしいでしょうか。	事業契約の定める期間の必要な時期に施工するものとお考えください。
121	別紙9 既存水路							工事期間中において水路は利用可能な状況で工事を進めるかたちで考えてよろしいでしょうか。	既存水路の機能は継続的に維持するものとしてください。
122	別紙9 既存水路							既存水路に関連して、外構工事に伴う干渉等については仮設迂回ルートで対応する形でよろしいでしょうか。	質問No.120の回答を前提とした上で、機能維持のために止むを得ず仮設迂回ルートを設ける必要がある場合は、事業者の責任において県及び前橋市関係部局と適切に協議を行い、了解を得て実施するものとしてください。
123	別紙11 既存松並木							松並木において、既存建屋解体に伴う、伐採・伐根(木材は新築利用材)も可能と考えてよろしいでしょうか。また、既存インフラ工事についても同様との理解でよろしいでしょうか。	質問No.39及びNo.73の回答をご参照ください。
124	別紙13 参考面積							各室に記載の参考面積はあくまでも参考であるため、事業者が適宜設定して、提案することによろしいでしょうか。	別紙13記載の参考面積は要求水準策定の前提とした計画検討面積を引用したものであり、原則として同等程度の各室面積を確保するものとしてください。その趣旨を踏まえた上で、施設画面上の創意工夫等による面積合理化等の提案は認められますが、提案書に考え方を明確に説明することとし、各室機能の確保及びフレキシビリティの確保にも配慮した提案としてください。
125	別紙13 参考面積							各室に記載の参考面積はあくまでも参考であるため、事業者が適宜設定すればよいという理解でよろしいでしょうか。	質問No.124の回答を参照してください。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	〇数	カナ (カナ)		
126	別紙13 必要諸室及び仕様 共通事項							要求水準書に「・機能性、安全性及び保全性を経済的に実現できるものとする。」と記載がありますが、別紙13では「高機能循環ろ過装置(オゾン浄化装置、紫外線殺菌装置、中空糸膜装置等の高度処理装置を併設したものを)を設置すること」とあります。別紙13に記載のあるシステムは、参考例として考え、施設の実情に合った事業者の提案としていただけないでしょうか。	質問No.65の回答を参照してください。
127	別紙13 必要諸室及び仕様 共通事項							要求水準書に「・機能性、安全性及び保全性を経済的に実現できるものとする。」との記載があります。一方で別紙13では「高機能循環ろ過装置(オゾン浄化装置、紫外線殺菌装置、中空糸膜装置等の高度処理装置を併設したものを)を設置すること」とあります。別紙13に記載のシステムは参考例であり、施設の実情に適した提案を事業者が行うとして頂けないでしょうか。	質問No.65の回答を参照してください。
128	別紙13 必要諸室及び仕様 共通事項							「高機能循環ろ過装置(オゾン浄化装置、紫外線殺菌装置、中空糸膜装置等の高度処理装置を併設したものを)を設置すること」とありますが、プール循環ろ過設備については、要求水準書(案)25頁に記載の性能を充足する限りにおいて事業者の提案によるものとの理解で宜しいでしょうか。	質問No.65の回答を参照してください。
129	別紙15 工事車輛動線							既存カルバートの床版工については工事車輛用ルートを確認するにあたり仮設通路として補強してもよろしいでしょうか。	既存水路の機能維持・損傷防止の観点から、必要に応じて適切な補強方策等を検討・提案してください。
130	別紙15 工事エリア							仮設事務所及び工事用車両について、利根川河川敷のスペースの利用は可能でしょうか。(例:グランドを期間限定で仮設事務所、工事資材置き場、工事車両の利用させて頂きたい。)	質問No.74の回答を参照してください。
131	別紙15 工事エリア							国体道路については、車両の朝・夕混雑を緩和のため一定期間の通行規制が可能と考えてよろしいでしょうか。また、大型重機の待機や連続する車輛での渋滞等の配慮のため、河川敷での待機スペースを確保利用する搬入出計画としてご提案してよろしいでしょうか。	通行規制については、関係各所との協議が必要となります。また、あわせて質問No.74の回答を参照してください。
132	別紙15 工事工程							現場4週8閉所を基準とし、祝祭日は工事可能な条件で工程を計画してよろしいでしょうか。	現時点では提案のとおり工程を計画して問題ありませんが、設計段階から公園管理者と十分に協議・調整する必要があります。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	数	(数)	○数	カナ (カナ)		
133	別紙15 工事工程							野球場や陸上競技場、サッカー場での大規模な催しの際等、土日以外の工事休工について制約があればご教示ください。	質問No.132の回答を参照してください。
134	別紙16、17、18 各備品リスト							各種備品リストに記載の品名や数量及び型式等はあくまでも参考で示したものであり、事業者による提案に委ねるものとの理解で宜しいでしょうか。	基本的には各備品リスト記載の品名(※商品名・呼称の違いは問いません)、数量に基づき施設整備業務において整備するものとします。なお、型式は参考とし、同等以上の機能・性能が確保できるものとしてください。この趣旨を踏まえた上で、同等以上の施設整備水準・性能を合理的に確保する備品計画の提案を行う場合は、提案書において考え方を明確に説明するものとしてください。また、その場合においても、各リスト注記の通り、リスト記載の有無・内容に関わらず、必要な各種備品を整備することとされていることに留意してください。
135	参考資料2、3 利用状況							水泳場の大会実績の他に各競技団体の練習等の曜日別利用状況をお示し願います。また、同様に新水泳場で想定される利用スケジュールも合わせてお願いします。	各競技団体の練習等の曜日別利用状況については、入札公告時に示す予定です。
136	参考資料4 地歴							既存のプール施設以前の当該地の地歴についてご教示ください。	国土地理院の空中写真等により確認できる限りにおいて、更地の状態で昭和39年度に水泳場を建築しています。